

「消費者政策」を巡る議論に寄せて

日本消費者政策学会 顧問 井出 亜夫

(本稿は、2018年12月22日の日本消費者政策学会設立記念シンポジウムにおける井出顧問の記念講演の「講演要旨」に加筆いただいたもの)

はじめに

消費者政策学会発足にあたっての記念講演及び当日の議論を踏まえて今後の学会活動に対する期待を込めて下記拙文をお届けします。

- 1 近代史における「生産者と消費者の分離」、「生産者優位社会の出現」
- 2 近代市場経済思想と市場経済システム形成の試み
- 3 独占禁止法の制定(私的独占の禁止、不当な取引制限、不公正な取引方法)
- 4 消費者運動の出現
- 5 消費者政策の展開
- 6 成長の限界と球環境問題の発生
- 7 企業の社会的責任(CSR)を巡る新潮流と消費者の評価・参加
- 8 グローバル経済の進展、第4次産業革命(ICT、AI等)下の消費者問題
- 9 トマ・ピケティ「21世紀の資本」が問うこと
- 10 「市場経済システムのあり方及びCSRに関する諸論」について、消費者政策議論に参考となる視点
- 11 本学会視点への期待—改革の背後にあるもの(参考)(近代市場経済システムの理念とは何だったのだろうか)

1. 近代史における「生産者と消費者の分離」、「生産者優位社会の出現」について振り返ってみたい
(困い込み運動による農業革命)

トーマス・モアは「ユートピア」の中で、「あの大人しい羊たちが今では大変荒々しくなって人間をも食い殺すのです」と描写し、農地から追われた農民への同情と理想社会実現への期待を述べている。

(産業革命)

18世紀半ば以降、綿織物産業における技術革新を端緒に始まった産業革命は、単に産業のみならず社会構造の変革をもたらした。その根底に蒸気機関による動力源の刷新があったが、当初人々は、この動力源の進展がロンドンの馬車を駆逐することを予想しなかった。

(機械打ちこわし運動)

産業革命への対応として、機械打ちこわし運動(ラダイツ)が起こったが、産業革命進展の必然性の前にこの運動の無効性は直ちに明らかになっていく。その結果、これに対応すべく、労働組合運動、政治民主化運動の展開さらには社会主義思想の発生を見るに至った。

2. 近代市場経済思想と市場経済システム形成の試み

(ニューラナークの建設、消費組合運動)

産業革命が及ぼす惨状を見たロバート・オーウェンは、工場法の制定に貢献する一方、「ニューラナーク」での工場経営改善さらには米国に渡って1823年ニューハーモニーでの「和合と共同社会の村」建設を試みた。一方、1844年、

イギリスのランカシャーのロッヂデールで約30人の織物工がロッヂデール公正先駆者組合 Rochdale Society of Equitable Pioneers なる消費組合を設立した。この組合活動の結果、(1)加入自由、(2)1人1票の民主的運営、(3)出資金への配当の制限、(4)剰余金の組合員への組合利用高に応じた分配、などのいわゆるロッヂデール原則が成立、以後、消費組合が続々と設立される。(我が国においては、堺利彦 生活協同組合(神戸生協)を参照)。

(共産党宣言、資本論による資本主義社会の矛盾指摘)

産業革命の進展に対し、マルクス、エンゲルスは共産党宣言(1848)を発し、自らの運動を科学的社会主義(英国のロバート・オーウェン、仏におけるサン・シモン、フーリエ等の試みを「空想的社会主義」と批判)とし、資本制生産体制の矛盾を論理的に分析し、そこからの脱皮を提案した。(資本論は、ドイツ法哲学、フランス社会主義思想、イギリス経済学を統合)

(アーツアンドクラフト運動)

マルクス主義の影響を受けたウィリアム・モリスは、「アーツアンドクラフト運動」を展開し、産業革命による量産に伴う品質の悪化と個性の喪失、労働の苦痛を克服する社会共同体の建設を提案した。

(近代市場経済システムの理念は何だったのだろうか)

以下、その項目を示し、詳細は付論として付したい。

- ① アダム・スミス「諸国民の富」&「道徳情操論」
- ② 「マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」
- ③ 我が国及び東洋思想における展開 「東洋思想(論語・孟子・菜根譚)」「石田梅岩都鄙問答 売ってよし、買ってよし、世間よし」・二宮尊徳「利を計る遠近・商法の掟」

④ 論語と算盤(渋沢栄一における殖産興業思想)

⑤ 西欧思想に対するアジア思想の相対性

3. 独占禁止法の制定(私的独占の禁止、不当取引制限、不公正な取引方法)

市場経済の進展とともに企業あるいは企業団体・グループによる市場支配の実体・形成が明らかになる。以下は、これに対する規制の経緯を記載したい。

- ① 独占禁止法の起源は、アメリカ(シャーマン法とクレイトン法)。市場経済における規制。
- ② グローバル経済下において世界的な法の調整が必要(EU競争法等)
- ③ 独禁法の域外適用
- ④ 日本の独禁法原案はGHQから示され、1947年、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が制定(以後幾たびかの改定)
- ⑤ 不公正な取引方法に関する定義と対応(私的独占の禁止、不当な取引制限に比し内容の確定が困難)

4. 消費者運動の展開

- ① コンシューマー・ユニオンの発生
- ② 消費者運動家とそのリーダー(ラルフネーダー)
- ③ 主婦連、地婦連等
- ④ [くらしの手帳]花森安治と大橋鎮子 1953年(昭和28年)商品テストの実施

5. 消費者政策の発生

- ① 国際消費者機構(Consumers International)
・1960年、アメリカ消費者同盟(CU)、イギリス消費者協会(CA)など先進諸国の消費者団体を中心となって設立された国際的消費者団体。商品比較テストや消費者利益の増進などのために国際的連携活動を促進することを目的

として設立された非政府組織（NGO）。

・消費者への情報提供、消費者教育、消費者保護、各国の消費者団体の自立への助長、国際機関を通じての開発途上国における消費者運動援助などにその活動内容を拡大して今日に至る。1977年には、国連経済社会理事会により、NGOのなかでもっとも重要度の高い一級リストに登録。本部はロンドンに置かれ、2000年秋現在で119か国から263団体が加入。3年ごとに世界消費者大会とよばれる総会を開催。日本からは全国消費者団体連絡会（全国消団連）、日本消費者協会が正会員として参加。（インターネット情報による）

② ケネディ大統領教書（1964年）消費者の権利

・ケネディが提唱した権利は、以下の4つでこれらを消費者4つの権利 i 安全である権利 ii 知らされる権利 iii 選択できる権利 iv 意見を反映させる権利に1975年ジェラルド・R・フォードによってv「消費者教育を受ける権利」が追加、5つの権利に。

・1980年に国際消費者機構（CI）が追加したvi「生活の基本的ニーズが保障される権利」vii「救済を求める権利」viii「健康な環境を求める権利」を含め、消費者8つの権利と呼ばれている。これらの権利は、2004年施行のわが国消費者基本法にも明記される。

③ 家庭用品品質表示法（1962年）：戦後我が国において電気製品の大量消費市場が出現したことに伴い、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律が制定された。

④ 消費者保護基本法（1968年 昭和43年）高度経済成長下において顕在化した消費者問題に対応するため、「消費者保護基本法」が制定される。米国におけるケネディ大統領による大統領教書「消費者の権利」は、我が国にも大きな影響を与えたが、当時の日本の状況は、消

費者問題の存在は認識するも「消費者の権利」というワードを受け入れるまでに至らず、あくまでも消費者の保護という対応に留まった。消費者の権利、責任の概念に至るまでに、製造物責任法、消費者契約法、消費者基本法制定まで約30年弱の年月を要した。

⑤ 製造物責任法（1994年）損害賠償責任を過失責任から欠陥責任への転換

・製造物責任法を巡るわが国の展開…1960年代初めのアメリカで、fault（過失）を要件としない strict liability（厳格責任）の一類型として判例で確立された。また、ヨーロッパでは、1985年に当時のEC閣僚理事会において製造物責任に関する法律の統一に関する指令が採択され、その指令に基づき各国で製造物責任に関する立法が導入。わが国における転換の政治的背景として細川内閣の成立（55年体制からの脱却）があった。（経済界の反対の中でソニー大賀社長は、世界の常識であると奮闘）

⑥ 消費者契約法（2000年）

「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする」とともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」、日本の法律である（第1条）。平成12年公布、平成13年施行。消費者団体訴訟制度を盛り込んだ改正法（消費者契約法の一部を改正する法律、平成18年）が平成19年（2007年）6月から施行されている。

⑦ 消費者基本法（基本理念 第2条）・2004年6月施行。

・1968年に施行された消費者保護基本法を抜本的に改正。消費者保護から消費者自立支援に変わる。消費者と事業者との情報の質、量、交渉力等の格差を認めた。消費者権利については、安全の確保、商品及び役務について自主的かつ合理的な選択の機会の確保、必要な情報及び教育の機会が提供され、意見が消費者政策に反映され、被害が適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であると明記。新たに消費者団体の役割も入れ、消費者保護会議も、消費者政策会議と変更。

・消費者保護基本法制定後も、製造物責任法（PL法）、消費者契約法、個人情報保護法、その他の消費者関連法が制定されたが、消費者の「選択の自由」「多様性の確保」は十分とはいえない状態であった。なによりも、必要な情報の入手やその扱いにおいて、消費者と事業者の間に存在する非対称性が解消されないためである。消費者は自立した存在としてその権利を認められるとともに、その責任も明確になった

・消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（「消費者政策」）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

・消費者の自立支援に当たっては、消費者の安全

の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保

・消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮

・消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保

・消費者政策の推進は、環境の保全に配慮

⑧ 消費者教育推進法平成24年（2012）制定「消費者教育の推進に関する法律」の略称》消費者が自らの利益を守るために自主的かつ合理的に行動できるように、消費生活に関する教育や啓発活動を推進することを目的として制定された法律。

6. 成長の限界と地球環境問題の発生

市場経済システムの発展は、成長至上主義の限界を意識し、成長の限界と地球環境問題へと発展してゆく。

① 「成長の限界」と「環境と開発に関わる国際会議」

・ローマクラブの報告書。1972年刊。資源の制約や環境の制約（廃棄物の捨て場の枯渇）から経済成長や人口増加に限界があることを論じた。

・1972年ストックホルムで開催された国際会議。環境問題に初めて世界的に取り組んだこの会議には、113カ国が参加し（ソ連・東欧諸国は東ドイツが招請されないで欠席）、「人間環境宣言」と「人間環境のための行動計画」を採択した。同年、国連総会は、国連環境計画UNEPを創設している。

・この会議の20周年を記念し、92年にリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議が開催され、今日のパリ議定書に至る。

② 環境基本法の制定（公害対策基本法からの脱皮）1993年

・環境の恵沢の享受と継承（第3条）

・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な

社会の構築（第4条）

・国際的協調による地球環境保全の積極的推進（第5条）

③ 循環型社会形成基本法(平成12年2000年)

・環境基本法下、廃棄物・リサイクル対策に関する基本法である。

・循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」であるとの概念を示した。（第2条第1項）

・有価物も含めた概念として廃棄物等を定義した。（第2条第2項）

・「発生抑制」（リデュース）、「再使用」（リユース）、「再生利用」（マテリアルリサイクル）、「熱回収」（サーマルリサイクル）、「適正処分」の順に処理の優先順位を定めた。（3Rの法制化）（第6条、7条）

・拡大生産者責任について、事業者の責務として定めるとともに、国の施策として製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価についての措置を定めた。（第11条、18条、20条）

・政府による循環型社会形成推進基本計画の策定について定めた。（第15条、16条）

④ **環境問題と軍縮の関係を議論する必要**
地球環境問題は国連も取り上げる人類共通の一大課題であるが、地球環境に大きな影響を与える軍備の問題は、安全保障の政治問題として処理され、パリ協定でも議論にならない。各国に形成される産軍複合体に対して消費者政策は大きなチャレンジをすべきではなかろうか。

7. 企業の社会的責任（CSR）を巡る新潮流

と消費者の評価・参加

ベルリンの壁崩壊、グローバル経済の進展に伴い企業の社会的責任を求める議論が大きく展開し、その達成は、消費者による企業活動評価が決定的重要性を有している。消費者政策もこの新しい課題に如何取り組むかが問われている

① コー経済人円卓会議

② 日本経団連企業行動憲章

③ ミネソタ原則

④ OECD原則

⑤ 国連グローバルコンパクト1999年 ダボス会議でアナン事務総長の提唱とその実践メカニズム

原則1： 人権擁護の支持と尊重

原則2： 人権侵害への非加担

原則3： 結社の自由と団体交渉権の承認

原則4： 強制労働の排除

原則5： 児童労働の実効的な廃止

原則6： 雇用と職業の差別撤廃

原則7： 環境問題の予防的アプローチ

原則8： 環境に対する責任のイニシアティブ

原則9： 環境にやさしい技術の開発と普及

原則10： 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組み

⑥ ISOの（C）SR標準化

社会的責任を果たすメリット・社会的責任を果たす最大のメリットは、社会からの信頼を得ること。そのほか次に示すような効果も期待できる・社会の期待に反する行為（法令違反など）によって、事業継続が困難になることの回避・組織の評判、知名度、ブランドの向上・従業員の採用・定着、士気向上、健全な労使関係への効果・消費者とのトラブルの防止・削減やその他ステークホルダーとの関係向上・資金調達の円滑化、販路拡大、安定的な原材料調達社会的責任を果たす

ISO26000：7つの原則 1. 説明責任 2. 透

明性 3. 倫理的な行動 4. ステークホルダーの利害の尊重 5. 法の支配の尊重 6. 国際行動規範の尊重 7. 人権の尊重

・当初は、対企業の責任問題で議論されたが、議論の途中からすべての組織で基本とすべき重要な視点に拡大

・先進国から発展途上国まで含めた国際的な場で複数のステークホルダー（消費者、政府、産業界、労働、NGO、学術研究機関他）によって、議論され、開発された国際規格

・認証を目的としたマネジメントシステム規格ではなく、ステークホルダーを重視し、組織が効果的に社会的責任を組織全体に統合するための手引（ガイダンス）

・第1章から第7章及び附属書によって構成され、7つの原則と7つの中核主題を掲げる

⑦ CSRコード、ステューワード・シップ（企業統治、有効な後継者育成、的確な事業戦略）対応の是非及びその監視

⑧ SRI（社会的責任投資）、ESG（環境、社会、企業統治）投資等

消費者、投資者による企業活動の判断、選別の重要性

⑨ 消費者は、単に製品の良し悪しで判断するだけでなく、企業経営の全体、企業体の社会に及ぼす影響までを視野に入れた判断が不可欠

8. グローバル経済の進展、第4次産業革命（ICT、AI等）下の消費者問題

① グローバル社会の進展、国民国家の限界、消費者の連帯（地球環境問題、核兵器を始めとする軍縮問題）

・国連SDG（持続的発展目標）へのコミット

1. 貧困をなくそう

2. 飢餓をゼロに

3. すべての人に健康と福祉を

4. 質の高い教育をみんなに

5. ジェンダー平等を実現しよう

6. 安全な水とトイレを世界中に

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

8. 働きがいも経済成長も

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

10. 人や国の不平等をなくそう

11. 住み続けられるまちづくりを

12. つくる責任つかう責任

13. 気候変動に具体的な対策を

14. 海の豊かさを守ろう

15. 陸の豊かさも守ろう

16. 平和と公正をすべての人に

17. パートナリシップで目標を達成しよう

・パリ議定書への対応

② 情報化社会の必然性の認識（平田正明教授 1984年於けるパリ日本商工会議所）

・産業革命との対比、機械打ちこわし運動の無力

・情報伝達の速度の速さと広がり大きさ

・その活用と弊害の認識（正確な認識、ルール化の必要 規制緩和でなく規制改革）

9. ピケティ「21世紀の資本」が問うこと

(1) 冷戦後の世界の現状

① ベルリンの壁崩壊、冷戦終結後の世界では、グローバル社会の進展、市場経済の一般化を展望して楽観的認識が支配した。「歴史の終焉 - フランシス・フクヤマ」、「フラット化する世界 - トーマス・フリードマン」はその認識を示した代表作。

② 現実に進展した世界の現実には、貧富の格差拡大とそれに起因する政治・社会問題を生み出し、混沌たる事態も出現している。

③ これに対し、「The Price of Inequality - 世界の99%を貧困にする経済 - ジョセフ・シュティグリッツ」、「不平等の再検討 - アマルティア・セン」等の著作が深い考察に基づき出版された。

④ 一方、市場経済の経済主体たる企業活動に

対しその社会的責任を強く求める新潮流が出現し、また、より広い観点からは、共通善（「自由至上主義＝リバタリアン」から「共同体主義＝コミュニタリアン」への転換）を求めるマイケル・サンデルの問題提起も注目を集めた。

⑤ しかし、市場経済至上主義、利益至上主義、株主利益最優先とする世界は、依然優勢である。その中でトマ・ピケティ著「Capital in the 21st Century」が世界的ベストセラーとなったが、本書は、改めて21世紀の市場経済・資本主義の持続性とその対応を問うものである。

(2) (近代資本主義の革新性は何かー自己利益と社会利益、経済活動と倫理の調和)

① 西欧近代社会に現れた経済・経営思想は、自己利益の追求が社会利益を実現するという前提（(アダム・スミス「道徳感情論」「諸国民の富」）に立ち、また、儒教道徳をベースとする東アジアの経済・経営思想も経済と倫理（利と義）の一致を掲げてきた。

② こうした経営思想・経営理念は、現実に進展する資本主義社会の中で、トマ・ピケティが分析・指摘するように変質を遂げて今日に至っている。

③ しかし、市場経済は、その中核に人間が倫理的であることを要求する社会体制であり、それなし相互依存関係が深化・拡大するグローバル社会の支持を得るものにはなりえない。

④ 世界の経済学の主流は、シカゴ学派に代表される市場経済至上主義（利益追求、効率追求、株主優先主義）を修正することなく、政治経済学(Political Economy)から経済学(Economics)に変質し、ピケティが指摘し、問題提起する事項に鈍感である。アマルティア・センは、こうした経済学の現状に対し、経済学は、合理的愚か者の分析学と化してしまっていると批判している。しかし、米国経営学、経営者の中にも「10」で示すような危機感も読み取れ、また、社会的共通資本の考えも根強い支持を失っていない。

株価や成長率の上下に一喜一憂しない、こうした流れの拡大、深化を担いたいものである。

10. 「市場経済システムの在り方及びCSRに関する諸論」について、消費者政策議論に参考となる視点

(1)ヒポクラテスの誓い（職業倫理の起源）

（注）天使の墮落（キリスト教徒に対するローマ教皇の支配 共産党宣言とスターリン体制、文化大革命等）

(2)ジョンソン&ジョンソン「わが信条」

(3)ネスレ「経営に関する諸原則」

(4)社会的共通資本（宇沢弘文教授）職業倫理を踏まえた専門家と市民感覚を備えた公人による管理・運営

(5)法人はヒトとモノの2側面（モノとしての法人は人としての倫理を求められる 岩井克人教授）

(6)マハトマ・ガンジー「現代社会における7つの大罪」

①原則なき政治(Politics Without Principles)

②道徳なき商業(Commerce without Morality)

③労働なき富(Wealth without Work) ④人格なき学識(教育)(Knowledge without Character)

⑤人間性なき科学(Science without Humanity)

⑥良心なき快楽(Pleasure without Conscience)

⑦献身なき信仰(Worship without Sacrifice)

(7)「バリューシフト企業倫理の新時代」(リン・シャープ・ペイン)

(8)アマルティア・セン「経済学の再生：倫理と経済学」

(9)企業の社会的責任は、事業活動を通じて社会の課題に応える（マイケル・ポーター）

(10)新しい資本主義を語る（ビル・ゲイツ）資本主義は購買力を持つ需要に応ずるだけでなく社会のニーズに対応しなければならない

(11)公共哲学（マイケル・サンデル）リバタリアン（自由主義）からコミュニタリアン（共同

主義)へ

(12)フィリップ・コトラーによる企業の社会的責任(マーケット論は世界の20%を対象としたものから残りの80%を対象にしなければならない、また、同時に世界の平和を視野に入れなければならない)

(13)トマ・ピケティ「21世紀の資本」が問うこと—21世紀の市場経済は永続するか、私たちは何処にいるのだろうか—

(14)ムハメド・ヤヌス「3つのゼロの世界(貧困0・失業0・CO2排出0の新しい経済)」

(15)エレン・マッカーサー財団(世界的ヨットレーサーから地球環境問題に開眼)

(16)金融の社会的責任(リーマンショックの再発は防げるか) 実体経済のニーズから乖離(金融派生商品・デリバティブの発生・拡大)した金融の肥大化

(17)金融システム改革の支柱(ジョン・ケイ著・法を以って導き、刑罰を以って統制すれば、民は法網をくぐりぬけて恥を知ることがない。徳を以って導き、礼を以って統制するなら、民は恥を知り、自ずと正しく行動する(孔子を引用))。

11. 本学会&活動への期待とこれに応える視点

学会パネル討論で指摘された三つの重要な論点

- ・一国主義を排したグローバルな交流の必要性
- ・地域振興と消費者との関係
- ・消費者を構成員とする健全な市場経済社会の建設

① リベラルアーツの視点と時の目、鳥の目で見える歴史観

人間の相対性、相互依存性あるいは全体と部分を理解・認識するうえで、リベラルアーツ、歴史意識の必要性は一層高まっている。

② 西洋思想に比し、アジア思想の相対性に着目(人間の相互依存性に注目)(欧州思想は封建社会の打破を図る役割を果たす、アジア思想は、社会における商人階級の存在理由を主張、一方、欧州思想に比べアジア思想は人間の相対性、相互依存性を有する)

③ 法学は、六法全書学から離脱(法学の原点は法哲学、法社会学 法制史)が求められる

④ 経済学は、(効用と利益を中心とする)合理的愚か者の分析学からの離脱(アマルチア・センの指摘)が求められる、(経済学の原点は、経世済民 歴史 社会 論理 民心)、ミルトン・フリードマン等シカゴ学派による「利益、効率、株主優先思想」からの脱却

⑤ 日本の教育は、近代化推進の担い手たるテクノクラート養成に主眼 これからの脱却が求められる(社会教育、消費者教育においても同様)

(参考) (近代市場経済システムの理念とは何だったのだろうか)

(1)アダム・スミスの市場経済観(道徳感情論、諸国民の富:岩波文庫 アダム・スミス:高島善哉 岩波新書 参考)

① 諸国民の富—An inquiry into the nature and causes of the wealth of the nations1776 刊行

自分の利益を追求することによって、社会の利益を増進しようと真に意図する場合よりも、より有効に、社会の利益を増進することもしばしばある。(これは、自由な市場経済における予定調和の働きを想定したものであり、以後の経済学の拠り所となったが、諸国民の富、スミスの考えは、②道徳情操論と一体的解釈されなければならない。)

② 道徳情操論—The Theory of Moral Sentiments 1759年刊行

人間はいかに利己的なものと想像してみる

も、なお明らかにその本姓のうちには、他人の幸運について興じ、その幸運を傍観すること以外には何の利益もない場合にも、その他人の幸福が彼自身に必要であるようなある原理が存在している。これは、スミスが人間に内在すると指摘する利他的「モラルセンス」である。スミスは、本来倫理学者であり、諸国民の富は道徳情操論と一体的に解釈しなければならない。)

・新興市民階級の登場

絶対主義権力と結びついた大貿易商人、社会の上層階級、特権階級、大地主、特許会社、古いギルド組織に安住した製造業者の場合には、多くの場合自由競争を妨げることによって自分たちの利益を守り、利己心は、社会の福祉や経済の発展に結びつかず、怠惰と浪費に繋がる。その富への道が徳への道に通ずる新興市民階級及びその活動こそがスミスにとっての人間像だった。

(2)マックス・ウェーバーによる資本主義の精神(プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神：中央公論社(世界の名著))

マックス・ウェーバーは、近代市民社会の成長を内面から推し進めた倫理的、思想的雰囲気は、勤労、儉約、誠実、正義等の特性を統一した行動のシステムであるとした。古来、利益を追求する商業、事業活動は各地で展開されたが、これらの活動は、近代資本主義を生み出すものとはならなかった。(フランクリン自伝による13の徳性—節制、沈黙、規律、決断、節約、勤勉、誠実、正義、中庸、清潔、平静、純潔、謙譲—には、プロテスタンティズムの倫理、資本主義の精神が具体的に表れている。)

(注)：高崎辰之助東洋製缶社「モダン・マーチャント・スピリット」参照

(3)石田梅岩石門心学(都鄙問答)

近世江戸期において石田梅岩は、商人の利益は武士の禄と同じ、商人の道を知れば、私欲を離れ、正直から出た儉約が実行されるとし、商

人の経済的行為の社会的意義を立論した。

この考えの流れから、「買って良し売って良し世間良し」の商業道徳が発生。

(4)論語とそろばん(渋沢栄一)

明治の経済建設・殖産興業にあたって渋沢栄一は、儒教倫理と殖産興業における経済活動の合一を唱えた。これは、論語を起源とする東洋の倫理と西洋の市場経済システムの統合を唱えたものである。

(5)論語に現われたコンプライアンス観、富貴観(出典：現代訳論語下村湖人)

・論語 19—先師が言われた。「法律制度だけで民を導き、刑罰だけで秩序を維持しようとする、民はただそれらの法網をくぐるだけに心を用い、幸いにして免れさえすれば、それで少しも恥じるところがない。これに反して、徳をもって民を導き、礼によって秩序を保つようにすれば、民は恥を知り、みずから進んで善を行なうようになるものである」

・論語 71—先師が言われた。「人は誰しも富裕になりたいし、また尊貴になりたい。しかし、正直を踏んでそれを得るのでもなければ、そうした境遇を享受すべきではない。人は誰しも貧困になりたくないし、また、卑賤にもなりたくない。しかし、道を誤ってそうなったのでもなければ、無理にそれを逃れようとあせる必要はない。君子が仁を忘れて、どうして君子の名に値しよう」

(注) 仁：孔子の道徳的理想、理性愛。自己抑制と他者への思いやり。「忠」と「恕」の両面を持つ。封建社会においては、上下の社会秩序を支える人間の自然的本性とされたが、近代、万人の平等を実現する相互的な倫理とみなされるようになる。

・論語 78—先師が言われた。「利益本位で行動する人ほど怨恨の種をまくことが多い。」

・論語 82—先師が言われた。「君子は万事を道義に照らして会得するが、小人は万事を利害から割出して会得する。」

(6)菜根譚(儒仏道の倫理を集大成「明代 洪応明」岩波文庫、講談社学術文庫)

・42-仁義の力は何物にも勝る

富の力に対し、仁の徳で対抗し、名誉で来るならば、正しい道で対抗する。君子はもとより、他律的に型にはめられることはない。信念が固まれば天にも勝ち、志が一になれば周囲を動かすことが出来る。君子は、意志の自由を奪われることはない。朱子学から陽明学、孔孟思想の原点への復帰)

・57-学んで後に自ら実行する(知行合一、陽明学)

書物を読んでいながら聖賢の精神に触れなければそれは文字の奴隷である。官位についても人民を愛さなければ給料泥棒である。学問を講じてても実行を大切にしなければ口先だけのことである。事業を起こしても自分の利益だけを追求するのであれば、眼前の花のようなものである。

・60-三態(道德、事業、権力)の富貴名誉

道德によって得られた富貴名誉は、自然の山や野に咲く花のように、枝や葉が自由自在に茂ってゆく。事業の成功によって得た富貴名誉は植木や花壇の花のように、人心に左右される。権力によって得た富貴名誉は切り花のように根がないので萎んでしまうのは目に見えている。

・157-事業興隆、子孫繁栄の道

徳は事業の基である。それは、その基礎が固まらないのにその家屋が堅固で長持ちすることはないようなものである。また、その人の志は、子孫が繁栄する根本になるものである。それは、その根が十分にはらないのに、その枝葉が盛んに茂ることはないようなものである。

(7)二宮尊徳に現れた持続的発展思想(寺田一清編 二宮尊徳一日一言 致知出版)

・遠きを謀る者、近きを謀る者(夜話)・利を計る遠近・商法の掟

・誠心・勤労・分度(分限、限度に応じ計画を立てる)・推譲(他人を推薦し、自らは譲る・人のため世のための志と実践)

・20世紀末から今世紀にかけて、人類が直面する最大の問題として「地球環境問題」がクローズアップせれている今日、二宮尊徳は、その原点を私たちに教えている。

(8)自己利益の追求と社会利益の追求

① 近代市場経済は、自己利益の追求が社会全体の利益を実現するという前提に立つというものでもあった。また、その中核に人間が倫理的であることを要求する社会体制である。その意味において 株主主権、企業の至上目的は利益の追求とする考えは誤りであり、グローバル経済下においてこれを主導したアメリカ型コーポレート・ガバナンス(利益優先、株主最重視)は本質的矛盾を有し、21世紀の市場経済を主導するものとはなりえない。現にリーマンショックは、市場経済至上主義の破綻を示したが、世界は、その原因に遡ることなく、再び成長至上主義に陥っていないか。

② 翻って会社・企業体という存在を考えたとき、そこにはヒトとモノの二重性が存在する(岩井克人東大名誉教授)、モノとしての企業が法人(ヒト)という権利主体(社会的公器)として承認されるとき、これには社会的公器として、個人が求められる素養・倫理と同様のものが求められる。株式会社という存在は、近代資本主義社会とともに発生した歴史的産物として理解されるべきであり、その存在、活動は、社会の中で位置づけがなされるものである。

・(参考)夏目漱石「私の個人主義」漱石は、社会的エリートの心得として、自己の個性の発展と他人の個性の尊重、自己の権力の使用とそれに付随する義務、自己の金力の使用に伴う責任を説いた。これは、人としての企業という存在の行動をも示唆するものであろう。

